# 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令 参照条文

○特許法等の一部を改正する法律(令和元年法律第三号)(抄)	○意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(参照条文一覧)
令和元年法律第三号) (炒	十五号)(抄)・・・・・	四十一号)・・・・・・	
•	•	•	
	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
•	•	•	
8	· · · · 6	• 1	
J	J	1	

○意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)

第一章 総則

(登録事項)

第 項のほか、 条 意匠に関する登録は、 次に掲げる事項についてする。 意匠法第六十 一条第 一項各号 (同法第六十条の十九第一項において読み替えて適用する場合を含む。 )に掲げる事

一 意匠登録無効審判の確定審決

一 再審の確定審決

前 項に規定する事項の 国際登録を基礎とした意匠権 ほ か、 国際登録を基礎とした意匠権に係る国際登録簿 (意匠法第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権をいう。 (同法第六十条の六第三項に規定する国際登録簿を 以下同じ。)に関する登録は、 いう。 以下同じ。

に登録された事項 (国際登録 を基礎とした意匠権の移転 文は 消 滅 (存続期間の満了によるものを除く。) に係るものに限る。 第六条第五号に

おいて同じ。)についてする。

(仮登録)

第一条の二 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。

登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき。

き、 意匠権若しくは専用実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、 又はその 請 求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来におい 移転、 て確定すべきものであるとき。 変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとすると

(予告登録)

第一条の三 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

場合に限る。 抹消又は回 登録又は国 | 際登録 (復の 訴 えが提起されたとき。 (意匠法第六十条の六第一項に規定する国際登録をいう。 ただし、 登録又は国際登録 の原因の 以下同じ。 無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる の原因の無効又は取消しによる登録又は国際登

二 意匠法第二十六条の二第一項の規定による請求に係る訴えが提起されたとき。

三 意匠登録無効審判の請求があつたとき。

四 再審の請求があつたとき。

#### (付記登録)

- 第一条の四 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。
- 一登録名義人の表示の変更又は更正
- 第七条に お いて準用する特許登録令 (昭和三十五年政令第三十九号)第四十一条第一項に規定する登録の更正 (登録名義人の表示の更正を

#### 除く。

- 三 質権の移転又は信託による質権についての変更
- 四 一部が抹消された登録の回復
- くはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、 条の五 次に掲げる事項の登録は、 登 録 上の 利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の 付記 によってする。 利害関係を有する第三者 の承諾書若
- 意匠権以外の 権利の変更 (信託による意匠権以外の権利についての変更を除く。
- 登録の更正 (登録 名義人の表示の更正及び第七条において準用する特許登録令第四十一条第一 項に規定する登録の更正を除く。

### (特許登録令の準用)

- 第二条 特許登録令第六条から第八条の二まで (順 位 の規定は、 意匠に関する登録 に準用 でする。
- 第二章 意匠原簿及び閉鎖意匠原簿

#### (意匠原簿の範囲)

- 第三条 意匠原簿は、 意匠 登録原簿、 意匠関係拒絶審決再審請求原簿及び意匠信託原簿とする。
- 2 写真、 規定により 意匠登録を受けた意匠を記載した当該図面 ひな形又は見本。 図 面 0 内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、 工業所有権に関する手続等の ( 意匠法第六条第二項 特例に 関する法律 (の規・ 定により (平成二年法律第三十号。 図面に代えて写真、 以下この条において「特例法」という。 当該ファイルの ひな形又は見本を提出した場合に 記録) は 次条第 一項の は、 <u></u>の 当該 規
- 3 たときは、 の記録) 審決の原本により、 は、 その原本 次条第一 (特例 第一 項 条第一 0) 法 規 の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、 定の適用を除 項各号に掲げる事 き 意匠 ず項につ 登録原 1 て、 簿又は意匠関係拒 意匠 登録原簿又は意匠関係拒絶審決再審請求原簿にその審決の 絶審決再審 請 求原 簿の 部とみなす。 要旨 当 「 の 登 「該ファイ 録を

## (意匠原簿の調製等)

定

の適用を除き、

意匠

一登録

原簿

の 一

部とみなす。

三条の二 意匠 登録原簿は、 磁気テープをもつて調製し、 その調製の方法は、 経済産業省令で定める。

- 2 匠 上関係拒 絶審 決再審 請求原簿及び意匠信託原簿は、 帳 簿 をも つて調製 l, その 様式及び記載  $\mathcal{O}$ 方法は、 経 位済産 |業省令で定める。
- 3 意匠原簿の附属書類の種類は、経済産業省令で定める。

(閉鎖意匠原簿)

第 匠登録原簿における当 兀 たとき、 \_ 条 特許庁長官は、 又は国際 登 |該意匠 意匠 録 を基礎とした意匠権に係る国際 権の 権に関する登録を閉鎖意匠原簿に移さなければならない。 消滅 の登録をしたとき (国 登 録 際 が消 登録を基礎とした意匠 滅したときのい ずれか 権にあつては、 早 ٧ì .とき) は、 国際 経済産業省令で定めるところにより、 登録を基礎とした意匠 権 0) 消 滅  $\mathcal{O}$ 登録を 意

(特許登録令の準用)

第五条 特許登録令第十一条(滅失)の規定は、意匠原簿に準用する。

第三章 登録の手続

(職権による登録)

第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならない。

意匠権の設定、消滅(放棄によるものを除く。)又は回復

一 混同による専用実施権又は質権の消滅

三 意匠登録無効審判の確定審決

四 再審の確定審決

五 国際登録を基礎とした意匠権に係る国際登録簿に登録された事項

(予告登録の嘱託)

第六条の二 裁判所書記官は、 第一 条の三 一第一号又は 第二号 0 訴 えの提起があつたときは、 職 権で、 遅滞なく、 嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添

付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(職権による予告登録)

第六条の三 特許庁長官は、 意匠 登録無効審 割又は 再 審 0 請 武水があ つたときは、 職 権で予告登録をしなければなら かない。

(登録の順序)

2

第六条の四 申請による登録は、受付の順序に従つてしなければならない

定する国際意匠 権による登録 登録 は、 出 願 登 に 録 つ 0) いてのものを除く。 原 因 が発生した順序に従つてし ) は、 同法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付があ なけ ればならない。 ただし、 意匠 権 の設定の登録 (意匠法第六十条の六第三 つた順序に従 一項に規

てしなければならない。

(国際登録簿の更正の公表があつたことによる更正

第六条 当該登録を更正 0) 五. 特許 庁長官は、 Ļ か つ、 登録を完了した後、 その旨を登録権利 者、 その 登録 登録義務者及び登録上の利害関係を有する第三者に通知しなければならな の基礎とした国際登録簿に登録された事項に係る更正の公表があつたとき は 遅滞 なく

2 特許庁長官は、 登録 が第七条に おい て準用する特許登録令第三十 一条の規定による申請に係るものであるときは 債 権者にも 前 項 0) 定によ

うにしていている。 る通知をしなければならない。

3 前 一項の 通知は、 登 録権利者、 登録義務者、 登録上 0) 利害関係を有する第三者又は債権者が二人以上あるときは、 その一人に 対してすること

をもつて足りる。

(専用実施権の設定等の登録の申請)

第六条の六 ての関連意匠の意匠権又はその関連意匠に係る本意匠及び他 本意匠又は関連 意匠 一の意匠な 権 に つい ての 専 甪 実 施 権に のすべての関連意匠の意匠権についての専用実施権についても、 ついて次に掲げる事項 Ó 登録を申請するときは、 同 時 にその 同 本意匠に の事項の 係るすべ 登

を申請しなければならない。

一設定

二 移転

四 消滅

三

変

更

五 登録名義人の表示の変更又は更正

(予告登録の抹消)

庁に嘱託するものとする。

第六条の七 遅滞なく、 い渡した裁 第 嘱託書に 判 が 審裁判所 確定したとき、 裁判 の裁判所書記官は、 の謄 本若しくは抄本又は訴えの 訴えの取下げがあつたとき、 第 一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起し 取下 げ、 請 求の放棄があつたとき、 請求の放棄若しくは 和 解 又は請求の目的について和 を証 明する書面を添付 して、 解が 予 あ 告登録 た者に対して敗訴を つたときは、 の抹 消 職権で を 特許

2 とし 許 た審: 庁長官は、 決が 確定したとき、 意匠 登録 無効 又は請り 審 判又は再審の 求  $\mathcal{O}$ 取下げ 請求につ が あつたとき 7 て、 は、 請求書を却下した決定が確定したとき、 職 権で予告登録 0 抹消 をしなければならない。 請求を却下し、 若しく は 請 求を 理 由 が な

3 許庁長官は、 前二項に規定するもののほか、 登録 文は 玉 際 登録 の原因の無効又は取消しにより登録又は国際登録の 抹消 又は 口 復をしたとき

他予 告 登 録 0 原因となつた事実が 消滅したときは、 職 権 で予 告 登 |録を: 抹消 な け れ ば なら

国 際 登録 を基 一礎とした意匠 権 に係る信託  $\mathcal{O}$ 登 一録の 申 請  $\mathcal{O}$ 特 例

第六条 改正協定第十 ならない。  $\mathcal{O}$ 八 玉 -六条(1) 際 一録を基礎とした意匠 (i) に規定する国際 登録の所有権の 権 に係る信託 0 変更をいう。 登 録  $\mathcal{O}$ 申 請 は、 次条第 玉 際 登録を基礎とした意匠 一項において同じ。 の国際登録簿 権 に係る国際 登録 への登録の  $\mathcal{O}$ 所 有権 申 請と同  $\mathcal{O}$ 変 更 時に ネ な け れ ブ

第六 へ条の 申請 九 は、 信託財 玉 |際登録を基礎とした意匠権に係る国 産 元に属 する国際 登録を基礎とした意匠 際 登 録 0) 権が移転により信託財産に属さないこととなつた場合におい 所 有権 0) 変更の 国 国際登録 第への 登録 の申請と同時にしなけ れば てすべき信 なら な 託 0 登 録 0 抹

国際登録 .を基礎とした意匠権に係る受託者の変更

第六条の 託 原簿 十 0 登録 玉 際 を申請するときは、 登録を基礎とした意匠権に係る受託者の 申請書にその変更を証明する書面を添付しなけ 変更があつた場合におい て、 ń ば 国際登録を基礎とした意匠 ならない。 権に に係る受 託 者 0) 変更の 意 匠

2 前項の 対規定は、 信託 法 (平成十八年法律第百八号) 第八十六条第四項本文の場合においてすべき変更の 登録に 準用する

許 登 立録令の 用

第七

中 令

る特許 を含む。 三十六条において準用 六号を除く。 1十六条第 一項を除く。 第二十三条第二項 条 と 特許番号 特 仮 出 実 許登録 願の 同令第三 表示) 項 (登録 及び第五十五条の五から第六十九条まで 原 第三号中 令第十五 簿 第三 十三条第一 同 」とあるの 令第三十八条第一 0 中 十九条から第四十三条まで、 する特許法第七十三条第二 目 特 条、 的 「特許法第九十五条」 るの が 許 項 仮専 第十八条から第二十一条まで、 法第十五条」とあるの は は 中 用実施権に関するとき 「特許法第七十三条第二項 「意匠登録番号」 意匠登録原簿」 項第三号中 とあるの 項 ۲, 特許 第四 は「意匠 (意匠法第二十七条第四項におい 読 み替 番号 は、 は 同 **登** 十六条から第五十三条まで、 条第三項中 「意匠法第三十五条第 当該 第二十三条、 法第六十八条第二項におい 録の手続) **登** 同 仮専用・ 録 法第七十七条第五項において準用する場合を含む。 0 目 「 第 一 的が 実施権の登録の の規定は、 第二十四 項各号」とあるのは 仮専用実 項」 条、 意匠に関する登録の手続に準用する。 入施権<br />
に 、て準用 第五十五条から第五十五条の三まで、 と、 申 て準用する特許法第十五条」と、 第二十七条から第三十六条まで、 請 に係 同令第六十七条及び第六十九条中 関するときは する特許法第七十七条第五項に ぶる特許 第 項各号 出願の表示) 当 T該仮専 (第六号を除く。 」とあるの )」とある 闸 実 この場合にお 第三十八条 施 同令第二十七条第 おいて準用 第五十五 権 0) 特 0) は 登 は 許 録 「意匠登 の申 条 登 第 「意匠法第 する場合 録 同令第 請 て、 兀 原 に係 簿又 録番 項 뭉 同 第

は

施

権

とあ

と

えるもの

とする

○意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)(抄)

(関連意匠)

第十条 この項において同じ。 三月二十日の 又は第一 意匠公報 百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年 にブラッセルで、 は第四十三条の三 する意匠 意匠登録 二項の ( 以 下 (同 規定にかかわらず、 条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。 パリ条約第四条C(4) 出願 「関連意匠」という。)については、 第一 千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、 人は、 項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、 がその本意匠の意匠 自己の意匠登録出願に係る意匠又は自 意匠登録を受けることができる。 の規定により 登録出 最初の 願の日以後であつて、 当該関連意匠 出 願とみなされた出願又は同条A2の規定により最初の 己の登録意匠のうちから選択した一の意匠 の意匠登録出願の日 第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠 (第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又 の発行の日前である場合に 最初の出願若しくは千九百年十二月十四日 (以下「本意匠」という。) 出願と認めら 登 限 録 れ b, た出 出 願 第 が掲載された 願 九条第 0 日<sub>。</sub> に類似 千九 以下 項

2 受けることができない。 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、 前項の規定にかかわらず、 意匠登録を

3 第 項の 規定により意匠登録を受ける関連意匠に 0) み類似する意匠につい ては、 意匠 .登録を受けることができない

本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願が あつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第1 二項の規定は、 適用しな

V

4

(存続期間)

第二十一条 意匠 権 (関連意匠 の意匠権を除く。 0) 存続期間 は、 設定の 登 並録の 日 か ら二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠 権の存続期間 は、 その本意匠の意匠 権の設定の登録の 日から二十年をもつて終了する。

関連意匠の意匠権の移転)

第 一十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、 分離して移転することができない。

2 本意匠の 意匠 権が第四 + 四条第四項の規定により 消滅したとき、 無効にすべき旨の審決が確定したとき、 又は放棄されたときは、 当該本意匠

に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

(専用実施権)

第二十七条 本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、 意匠権者は、 その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権 同一の者に対して同時に設定する場合に限り、 設定することができる。

2 専用実施権者は、 設定行為で定めた範囲内において、 業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する

3 に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、 消滅したとき、 無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、 当該本意匠 設定する

4 (略)

ことができる。

(関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例

第六十条の十六 本意匠の意匠権 が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十七条第三項の規定の適用につい ては、 同項中 「第四十

四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

(意匠原簿への登録の特例)

第六十条の十九 による変更、 消 滅、 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十一条第一項第一号の規定の適用については、 回復又は処分の制限」とあるの は、 「意匠権の設定、 信託による変更、 消滅 (存続期間の満了によるものに限る。 同号中 「意匠権の設定、 移転、 )又は処 信

2 国際登録を基礎とした意匠 権の移転又は 消滅 存 :続期間 の満了によるものを除く。) は、 国際登録簿に登録されたところによる。

(意匠原簿への登録)

分の

制限」とする。

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

一 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

- 意匠権又は専用実施権を目的とする質権の設定、 移転、 変更、 消滅又は処分の 制 限
- 2 意匠原簿は、 その 全部又 は一 部を磁気テープ (これに準ずる方法により一 定の事 項を確実に記録して置くことができる物を含む。 以下同じ。
- )をもつて調製することができる。
- 3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

○特許法等の一部を改正する法律(令和元年法律第三号)(抄

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する

(略)

Ļ らの意匠 的 該関連意匠に係る最初に選択した一 な関連意匠を 第十条第四項中 条第 に改め、 項の次に いう。 「本意匠に係る二以上 同項を同条第七項とし、 次 以 の四項を加える。 下同じ。 にそれぞれ該当する二以上の意匠」 の意匠をいう。 の関連意匠」を 同条第三項を削り、 以下同じ。 「関連意匠の意匠登録出 )に係る関連意匠 同条第二項中「前 に、 「があつた」 |願があ (当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連 頭」を つた場合において、 を 「第一項及び第四項」 「であつた」 に、 当該意匠登録出願が基礎意匠 「これらの関連意匠」 に改め、 同項を同条第六項と 意匠に連 鎖する段階 (当

は 一号に該当するに至らなかつたものとみなす。 類似のものは、 第三条第 項第 当該意匠登録を受けようとする意匠に 号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前 0 いての同 条第 項及び第二項 項 の規定により意匠登録を受けようとする意匠 の規定の 適用 につ ľ ては、 同 条第 の本意匠と同 項 第 号又は 又

2

- 3 項の 項の規定により 第 とする。 規定により同条第三 項の規定により意匠登録を受けようとする意匠に 秘密にすることを請求したときは、 |項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。 第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。 ついての第三条の二ただし書の規定 )」とあるの は の適用 「当該先の意匠登録出願に に ついては、 同条ただし書中 0 1 て第十四条第 同条第四
- に連 匠登録を受けることができるものとする。 延鎖す 項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、 んる段 階 的 な関 連 意匠 に 0) み類似する意匠についても、 当該意匠登録を受けることができるもの 同様とする とされた関連意匠に 当該関連意匠を本意匠とみなして、  $\mathcal{O}$ み類似する意匠 同 及び 項の 当 規定により意 「該関連 建意匠

5 前 項の場 に お ける第 項 0 規 定 の適用 に 0 V て は、 同項中 「当該本意匠」 とあるの は 「当該関連 意匠 に 係る最初 に 選択 L た 0 意匠

第十条に次の一項を加える。

とする。

8 いての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、 決が確定したとき、 き旨の査定若しくは審決が確定したとき、 関連意匠の意匠登録出願が放棄され、 前項に規定する場合において、 若しくは放棄されたときを除く。 第三条第一 取り下げられ、 又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、 項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎 )と同一又は類似のものは、 若しくは却下されたとき、 同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。 若しくは当該関連意匠の意匠登録出願 第一 項の規定により意匠登録を受けようとする意匠につ 意匠に係る関連意匠 無効にすべき旨の審 について拒絶をすべ (当該

三項において準用する場合を含む。 )及び」を加える。

(略)

第十

条の二第二項ただし書及び第三項中

「同法」

の 下 に

「第四十三条の二第二項

(第十五条第

一項において準用する同法第四十三条の

を 第二十一条第一 「基礎意匠の 項中 意匠登録 「設定の登録」 出願」 に、 を「意匠登録出願」に、 「二十年」を 「二十五年」に改める。 「二十年」を「二十五年」 に改め、 同条第二項中 本意匠の意匠権 の設定の 登

第二十二条及び第二十六条の二第二項中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。

第二十七条第一 項ただし書及び第三項中 「本意匠」 を 「基礎意匠」に、 「すべて」を「全て」 に改める。

(略)

第六十条の十五及び第六十条の十六中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。

略)

附則

(施行期日)

第 条 この法律 は、 公布 0) 日から起算 して 年を超えな 1 範囲内に お い て 政令で定める日 から 施 行 する。 ただし、 次 の各号に掲げる規定は

当該各号に定める日から施行する。

四(略)

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

従前の例による。 以下この項及び次条において「施行日」という。)以後にする意匠登録出願について適用し、 及び第三号、 項第二号、 第三条の規 第四十八条第 第六条第一項第三号、 定 (前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。 項第一号、 第三項、 第六十条の六第三項、 第四項及び第七項、 第六十条の八並びに第六十条の二十一 第八条、 による改正後の意匠法第二条第一項、第三条第二項、 第八条の二、 第十条、 施行日前にした意匠登録出願については、なお 第十七条第一号、 第二項の規定は、この法律の施行の日( 第二十一条、 第五条第二号 第四十二条第

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するも  $\mathcal{O}$ のほ か、 この 法律の施行に関 L 必要な 経過措置は、 政令で定める。